

# 熊野町指定管理者制度導入基本方針

平成18年3月

広島県熊野町

# 熊野町指定管理者制度導入基本方針

## 第1 指定管理者制度と「公の施設」

### 1 趣旨

地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年 6 月に公布、同年 9 月に施行され、従来の管理委託制度が指定管理者制度に移行しました。

この一部改正法では、現に管理委託制度により「公の施設」の管理を委託している場合は、一部改正法の施行の日(平成 15 年 9 月 2 日)から起算して 3 年を経過する日(平成 18 年 9 月 1 日)までは従前の例によることとされています。

また、指定管理者制度が、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ることを目的として創設されたものであることから、現に管理委託制度による施設はもとより、その他の施設についても、その廃止をも視野に入れて管理運営体制を見直す必要があります。

この基本方針は、指定管理者制度への対応について、本町の基本的な方針を定めたものです。

#### 【参考】 管理委託制度と指定管理者制度

従来の管理委託制度は、地方公共団体の出資法人等に「公の施設」の管理を委託することを可能とする、受託主体の公共性に着目した制度でした。

指定管理者制度は、株式会社等の民間事業者を含む法人やその他の団体の中から地方公共団体が指定管理者を指定し、管理を代行させる制度です。この制度では、指定管理者に使用許可等の権限を与えることができ、これが従来の管理委託制度との大きな相違点といえます。(制度の主な相違点は別紙 1 を参照してください。)

一部改正法により地方自治法に次の内容の規定を整備し、指定管理者制度での住民の平等利用を担保しています。

- ・ 指定管理者が住民に不平等な取扱いをすることを禁止(244 条 、 )
- ・ 指定管理者の指定手続を条例で規定(244 条の 2 )
- ・ 指定管理者が行う施設の管理基準や業務範囲を条例で規定(244 条の 2 )
- ・ 期間を定めて指定管理者を指定(244 条の 2 )
- ・ あらかじめ議会の議決を経て指定管理者を指定(244 条の 2 )
- ・ 施設管理の適正化のため町長等が行う指示に従わない場合等の指定取消等(244 条の 2 )

## 2 対象施設

指定管理者制度の対象施設は、地方自治法第 244 条に規定する「公の施設」です。

公の施設とは、熊野町民の福祉を増進する目的をもって、町民の利用に供するために町が設置する施設であり、庁舎等は公の施設に分類されません。また、町立学校は「公の施設」ですが、学校教育法第 5 条の規定により、学校の設置者(町)が管理することとされているため、指定管理者制度の対象施設から除かれます。

なお、本町における公の施設の設置状況は、次のとおりです。(整備中又は整備予定施設を含みます。詳細は別紙 2 を参照してください。)

施設種別		施設(系統)数	備考
教育施設		11	学校(6)、公民館(4)、図書館(1)
文化施設		2	筆の里工房(1)、郷土館(1)
体育施設		8	体育館(1)、グラウンド(1)、地域開放学校施設(6)
公園施設		39	都市公園等(37)、その他公園(2)
福祉施設		5	保育所(2)、放課後児童健全育成施設(2)、老人福祉センター(1)
健康施設		3	地域健康センター
衛生施設	廃棄物集積施設	1	環境センター
	下水道	1 系統	
集会施設		2	中央ふれあい館(1)、人権教育集会所(1)
その他施設	公営住宅	36	81 戸
	認定道路	843	町道(647)、農道(161)、林道(35)
	上水道	1 系統	

## 第2 指定管理者制度導入の基本方針

### 1 取組の基本的な考え方

- (1) 管理委託の実施施設である「筆の里工房」は、施設の目的を効果的に達成させるため、指定管理者制度に移行します。
- (2) 経済的利益が生じる施設は、原則として、指定管理者制度を導入します。
- (3) 民間において同種の事業が行われている施設は、原則として、指定管理者制度を導入します。
- (4) 経済的利益が生じない施設のうち、町と町民との新たな協働のあり方を築く観点から指定管理者制度を活用することが望ましい施設は、指定管理者となり得る住民活動団体の組織化や法人化を支援し、指定管理者制度の導入を推進します。
- (5) 指定管理者制度の導入は、原則として、同種の施設を一体的に行います。ただし、保育所や地域特性に応じた運営が求められる施設は、この限りではありません。
- (6) 引き続き町直営で管理することとした施設に関しては、直営によることの説明責任を果たすとともに、業務の外部委託を更に推進し、事務の簡素化、業務の効率化を図ります。
- (7) 本基本方針及び各施設の管理運営に関する情報は、町ホームページ等を通じて公表します。

### 2 指定管理者の指定

指定管理者の指定に当たっては、この制度の創設目的に照らし、民間事業者を含め公募により候補者を選定することを原則とします。ただし、施設の設置目的や運営状況を考慮し、公募になじまない、あるいは、公募をしないことに相当の理由がある施設に関しては、この限りではありません。

公募の方法は、募集要項を、告示、町ホームページへ掲載及び広報誌「くまの」へ掲載することにより行い、必要に応じてその他の措置を講じます。

なお、公募によらず指定管理者の候補者を選定する例として、次のような場合が考えられます。

- (1) 特定の事業者又は公共的団体が有する施設運営能力を活用することにより、施設の設置目的が最も効果的に達成できるものと考えられる場合
- (2) 特定の法律に基づいて認可された公益法人の中から指定管理者の候補者を選定する場合
- (3) 地域住民のコミュニティー醸成のため、地域住民を主体に構成する住民活動団体を指定管理者の候補者とする場合

### 3 指定管理者の候補者の選定方法

指定管理者の候補者の選定は、各施設の指定管理者となることを希望する者から指定手続等規則第3条に規定する申請書等の提出を求め、施設毎に設置する「指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)」が審査することにより行います。

委員会は、町長部局が管理する施設については助役が、教育委員会が管理する施設については教育長が主宰し、委員は、各部長及び関係課(室)長の中から主宰者が指名する者のほか、必要に応じて住民及び知識経験を有する者等を加えて構成するものとします。

指定管理者の候補者の選定に関する事務は、施設所管課が担当します。

#### 4 指定期間

指定管理者の指定期間は、原則として、選定された団体を初めて指定管理者に指定する場合は 3 年間、継続して同じ団体を指定する場合は 5 年間とします。ただし、次に掲げる施設は、初めて指定管理者に指定する場合の指定期間を 5 年間とすることができるものとします。

- (1) 2(3)による施設
- (2) 代替性のない特定の公共的団体を指定管理者に指定する施設
- (3) その他町長が特別の指定期間を設けることが適当であると認める施設

#### 5 条例の一部改正

指定管理者の指定の手續は、熊野町公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例(平成 16 年条例第 17 号)に基づきます。

また、各施設の個別具体的な事項である指定管理者が行う管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件など)、指定管理者が行う業務の範囲(施設・設備の維持管理、個別の使用許可など)その他必要な事項については、各施設の設置管理条例の一部改正により定めます。

#### 6 協定の締結

町長等と指定管理者の指定を受けた者との間で、当該施設の管理に関する事項について協定を締結します。

協定は、基本協定(管理施設の概要、事業計画、管理業務等の指定期間を通しての基本的な事項)と年度協定(管理経費等の年度ごとに必要な事項)を、それぞれ書面で締結します。

なお、基本協定においては、次にに関する事項を明らかにします。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 管理運營業務の具体的内容     | (7) 苦情処理及び不服申立ての教示 |
| (2) 利用料金             | (8) 指定の取消          |
| (3) 町が負担する管理費用の範囲    | (9) 損害賠償           |
| (4) 事業報告書等           | (10) 協定内容の変更       |
| (5) 施設内物品の管理及び所有権の帰属 | (11) 管理の適正化の担保     |
| (6) 個人情報保護           | (12) その他必要な事項      |

### 第3 指定管理者制度導入計画等

#### 1 指定管理者制度の導入計画

計画区分	施設名	導入期日
導入する施設	町民体育館	平成 17 年 4 月 1 日 (導入済み)
	町民グラウンド	
	筆の里工房	平成 18 年 4 月 1 日
	小・中学校体育施設 (地域開放)	
	(新設) 保育所 (神田地区)	
	環境センター	平成 19 年 4 月 1 日
	中央保育所	
(新設) 都市公園 (新宮地区)		
導入を検討する施設の例示 (注)	地域健康センター (中央を除く)	
	放課後児童センター	
	郷土館	

(注) 指定管理者となり得る組織が発足するなど、指定管理者制度の活用条件が整った場合に導入を推進する施設の例示です。

#### 2 直営とする施設

法律の規定による直営施設	指定管理者制度の導入が適さない施設
各町立学校	中央地域健康センター
	上記以外の都市公園等
	町営住宅
	町道、上水道、公共下水道

#### 3 指定管理者となり得る組織の育成

町が「公の施設」の管理権限を地域社会に移譲することは、今後の町政運営の重要課題である「協働社会及び地方分権型社会の実現」に向けた有効な手段の一つと考えられ、地域住民の創意工夫によって、ニーズに即した、より柔軟な公共サービスの展開が期待できます。

このため、住民活動団体の組織化に向けた調整や支援、法人格を取得するための技術的な助言等を通じて、指定管理者となり得る組織を育成します。

また、住民活動団体が管理する施設が安定して運営されるよう、指定管理者に指定した後も、運営面や財政面の支援を適切に行います。